

(外国人技能実習)

個人情報適正管理規程

平成 30 年 11 月 6 日制定

令和 3 年 11 月 25 日一部改正

令和 4 年 9 月 27 日一部改正

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、監理責任者および職務
代行者およびその他紹介業務担当営業とする。個人情報取扱責任者は、監理責
任者 経営支援課長 鈴木雅也とする。

第 2 条 監理責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員
に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。ま
た、監理責任者は個人情報取扱いに関する知識の習得・維持に努めるものとす
る。

第 3 条 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求
があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事
実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正
(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に
合致するとき、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は
訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めるこ
ととする。

第 4 条 技能実習生等の個人情報に関しては、当該情報に係る本人からの苦情
の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理
をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理
責任者 経営支援課長 鈴木雅也とする。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 6 日から実施する。

附 則（令和 3 年 11 月 25 日改正）

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日から実施する。

附 則（令和 4 年 9 月 27 日改正）

この規程は、令和 4 年 9 月 27 日から実施する。